

第05号

2016年
5月20日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《平成28年4月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	1,705	19	2,126
前年	2,041	28	2,641
増減	-336	-9	-515

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	464	10	276
前年	522	13	359
増減	-58	-3	-83

5月は自転車安全利用月間です。自転車に乗るときは、交通ルールを守り、歩行者優先の意識を持ちましょう。車や歩行者とお互いに譲り合って、安全安心な滋賀県を目指しましょう。

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例



平成28年2月26日に施行されました！！



滋賀県全体で自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開し、自転車の関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

関係者の責務・役割(第1章)

- 自転車関係法令の遵守と知識、技能の修得
- 家庭、地域等での啓発

県民



- 従業者に対する啓発
- 事業活動での取組
- 自転車の施策への協力

事業者



関係者の連携・協働

- 自転車の安全で適正な利用を促進する積極的な活動
- 自転車の施策への協力

交通安全団体等



- 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の策定・実施
- 市町との連携、協力

県



自転車交通安全教育(第2章)

学校における 自転車交通安全教育

発達の段階に応じた
自転車安全教育を実施。



家庭、地域における 自転車交通安全教育

幼児、児童、生徒と高齢
者はヘルメットを着用しま
しょう。



事業者による 自転車交通安全教育

自転車を利用する従業
員に、自転車交通安全
教室を実施しましょう。



自転車の安全で適正な利用に関する取組(第3章)

自転車損害賠償保険等の加入義務 (平成28年10月1日施行)

自転車事故の損害を補償する保険に
加入しましょう。



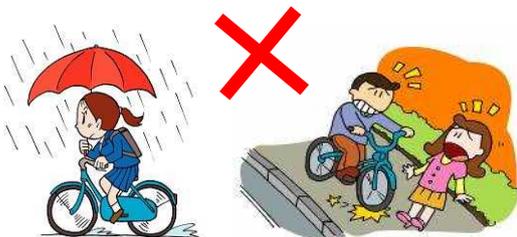
自転車の点検整備および 防犯対策

自転車の定期的な点検と
防犯登録および施錠の実施。

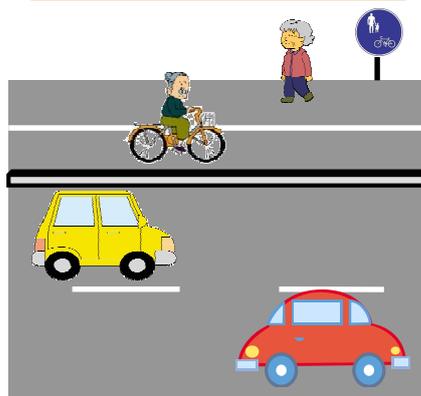


自転車の安全で適正 な利用

夜間のライト点灯、傘差し運転
等の禁止、歩行者の保護。



道路環境の整備



自転車を利用した 観光の推進



昨年発生した自転車の交通事故で、自転車(第1・第2当事者)の違反は、安全運転義務違反が295件で最も多く、次いで交差点安全進行義務違反が144件となっています。

また、重大事故に直結する信号無視が22件、指定場所一時不停止が39件発生しました。

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp